

きたひろしま 男女平等参画プラン

平成14年度～平成22年度
(平成19年度改定版)

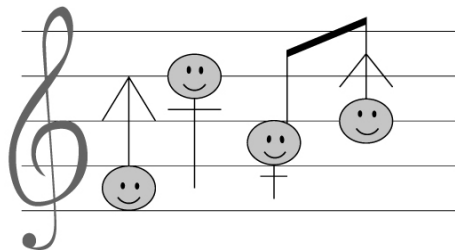
目標：北広島市男女平等参画社会の実現を目指して

プランの基本理念

市民が生涯にわたりいきいきと活気にあふれ、自然との共生のなかから豊かさが実感でき、個性ある文化が生まれ育つ快適なまち。

その北広島市を舞台にして女性も男性も主体的にあらゆる分野で性別にとらわれることなく、それぞれの有する能力を發揮し、対等なパートナーとして社会に参画し、自立した生活を営むことによって、新たな活力を生み出し、将来にわたって自分らしく安心して暮らせるまち。これが北広島市のめざす「男女平等参画」のまちのすがたです。

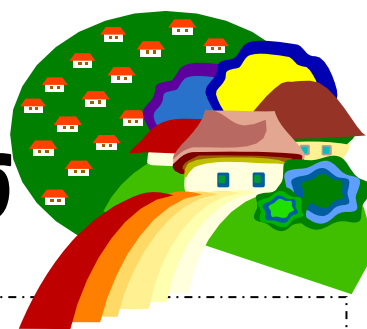
きたひろしま男女平等参画プランの イメージデザイン



男女のそれぞれの音（個性）が、社会の中で美しいメロディとなりハーモニーを奏でていきます

北広島市

北広島市のめざす 「男女平等参画のまちのすがた」ってこんなまち



●家庭では……

家族みんなの助け合い

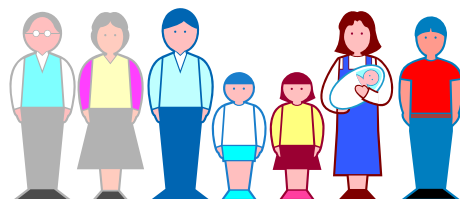
子育てや介護、家事も男女の別なく、家族みんなで協力しあい、喜びも責任も分かち合っています。

●職場では……

働く男女は対等なパートナー

男女の格差がなく、多様な人材が活躍し、個性や能力が発揮されています。

男女が仕事と家庭とのバランスを考え、仕事も個人生活も充実しています。



***** 一人ひとりの人権が尊重され、お互いをおもいやり、
男性も女性も、大人も子どもも、お年寄りも若者も、
みんないきいきと自分らしく輝いているまち *****

●地域社会では……

地域活動は誰もが参画

まちづくりや防災、いろいろな分野にわたる地域活動に、性別や年齢に関係なく地域に住む誰もが参画し、住み良い、魅力あるまちづくりに貢献しています。

●学校の中で……

一人ひとりの個性や夢を大切に

性別にとらわれず、一人ひとりの個性を伸ばし、人権を尊重する教育を進めています。

男女平等参画社会とは

女性も男性も、自分の意志で自由に生き方を選んで活動できることは大変重要なことです。男女が対等に社会のあらゆる分野に参画し、お互いを支えあい、喜びも責任も分かち合う、そんな豊かで活力のある社会が「男女平等参画社会」です。

※「男女共同参画社会基本法第2条」では、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によってあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会と定義づけられています。

「男女共同参画社会」は「男女平等」を当然の前提とした上で目指すべき社会ですが「男女平等」でない状態で単に女性が参加するだけであるという誤解を招かないように、北広島市としては、あえてプランには「男女平等参画」と明示します。

なぜ男女平等参画社会が必要なのか（プラン策定の背景）

日本国憲法には男女平等がうたわれており、その実現に向けて男女雇用機会均等法の制定など、さまざまな取組みがされてきました。

しかし、まだ男女間の格差や不平等を感じることも多いのが現実です。「男だから、女だから」という性別による理由で、役割を押し付けられたり、ひとりの人間として個性と能力を発揮する機会が制限されてしまうことは、本人にとっても社会にとっても大きな損失です。

そのため、今後は、男女が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野でいきいきと活動できることが求められています。

プランの基本的考え方

1. プランの位置付け

このプランは、「男女共同参画社会基本法第14条第3項」に規定された「当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」です。

このプランは本市における「男女平等参画社会の実現」に向け、基本的な方向及び長期的・総合的な施策を推進するためのものです。

2. プランの基本方針

5つの基本方針を設定して各種施策を推進します。

1. 男女平等を育む教育の推進
2. 男女が共に働くための条件整備
3. あらゆる分野での男女平等参画の推進
4. 少子・高齢時代を乗り越える男女の自立に向けた支援
5. すこやかな心身の保持とやすらぎある生活の支援

3. プランの性格と見直しの視点

1. 平成13年度(2001年度)北広島市女性プラン推進委員会からの提言を尊重し策定したプランを、平成19年度(2007年度)北広島市男女平等参画懇話会の意見を参考に見直しを行いました。
2. 北広島市総合計画～きたひろしま21創造プラン～をはじめとする本市の各種計画との整合を図りました。
3. 国の「男女共同参画2000年プラン」「男女共同参画社会基本法」及び「北海道男女共同参画プラン」を踏まえプランを策定し、国の「男女共同参画基本計画(第2次)」に配慮して見直しを行いました。
4. プランの枠組みや内容は、基本的に変更せず継続し、「推進項目」と「主要取り組み」について改定を行いました。
5. プランが身近に感じられるように、分かりやすい表現に努め改定を行いました。

●見直しによる主な改定内容

《新たな課題への取組》

新規または強化される推進項目	主要取組み
①男女の人権教育の推進（拡大）	男女平等参画の啓発の充実、 男女の人権教育の推進
②女性に対する暴力をはじめとするあらゆる暴力の根絶	相談体制・啓発の充実
③メディアにおける人権尊重の推進	男女平等参画の視点により 人権を尊重した表現の啓発
④「まちづくり」への男女平等参画の推進	防犯活動・自治会町内会活動 等への男女の参画促進
⑤介護の社会化と男女平等参画の推進（拡大）	高齢者虐待防止のためのネ ットワーク事業の実施

《22年度までの指標と目標値の設定》

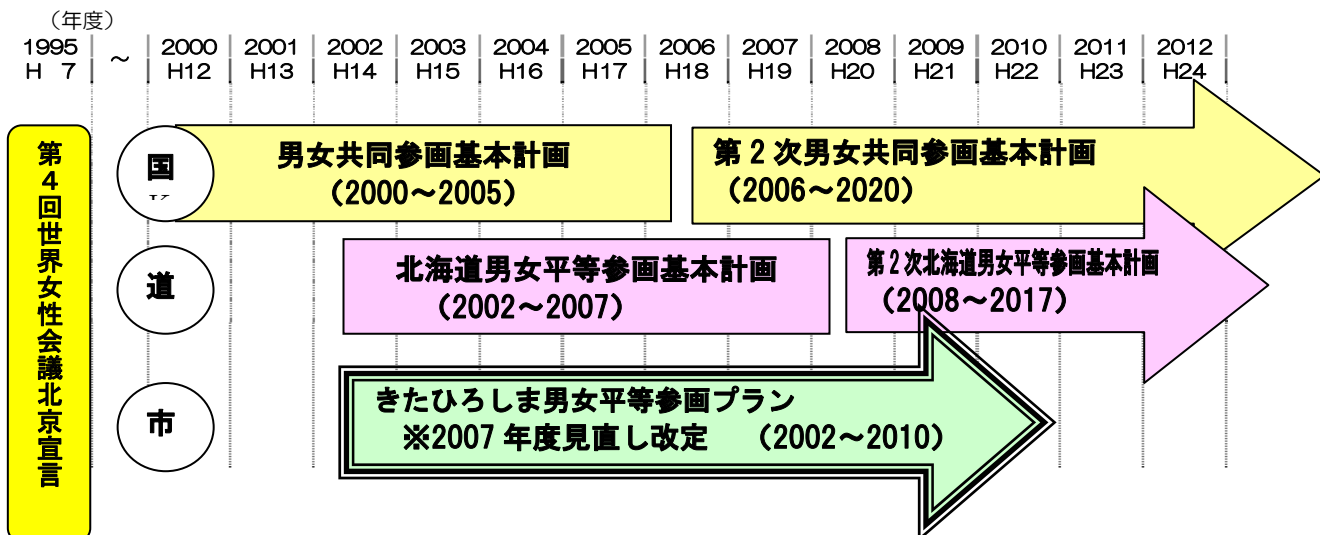
主要取組み	指標	22年度数値目標
地域子育て支援センターの充実	センター数	3ヶ所⇒4ヶ所
乳児保育・一時保育・延長保育の推進	延長保育実施園数	4園⇒6園
付属機関・行政委員会・審議会への女性登用の促進	女性登用率数	40%
児童館の整備	児童館数	2ヶ所⇒3ヶ所

《推進体制の充実強化》

①市民中心の「男女平等参画懇話会」からのプランへの市民意見の反映
②市役所内の「男女平等参画推進会議」の機能強化による全庁的な各施策の取組の推進
③各施策の推進状況についての点検・評価の実施と、市民への公表

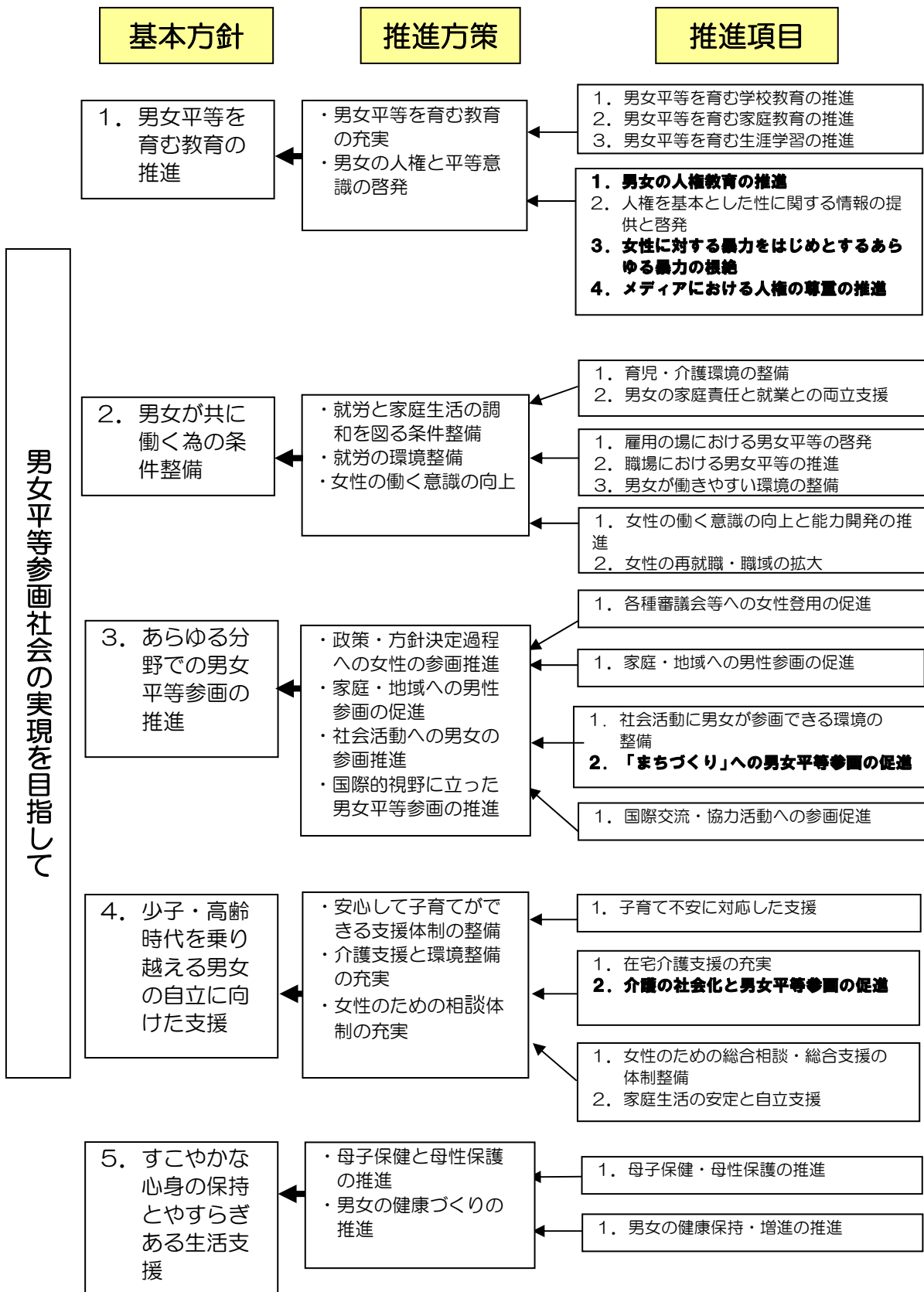
4. プランの期間

このプランは平成14年度（2002年度）から平成22年度（2010年度）までの9年間で、国の法整備や少子高齢化の進行等社会情勢の変化から、平成19年度（2007年度）見直し改定をしています。



プランの施策体系

(太字は見直しにより平成20年度から新規または拡大された項目)

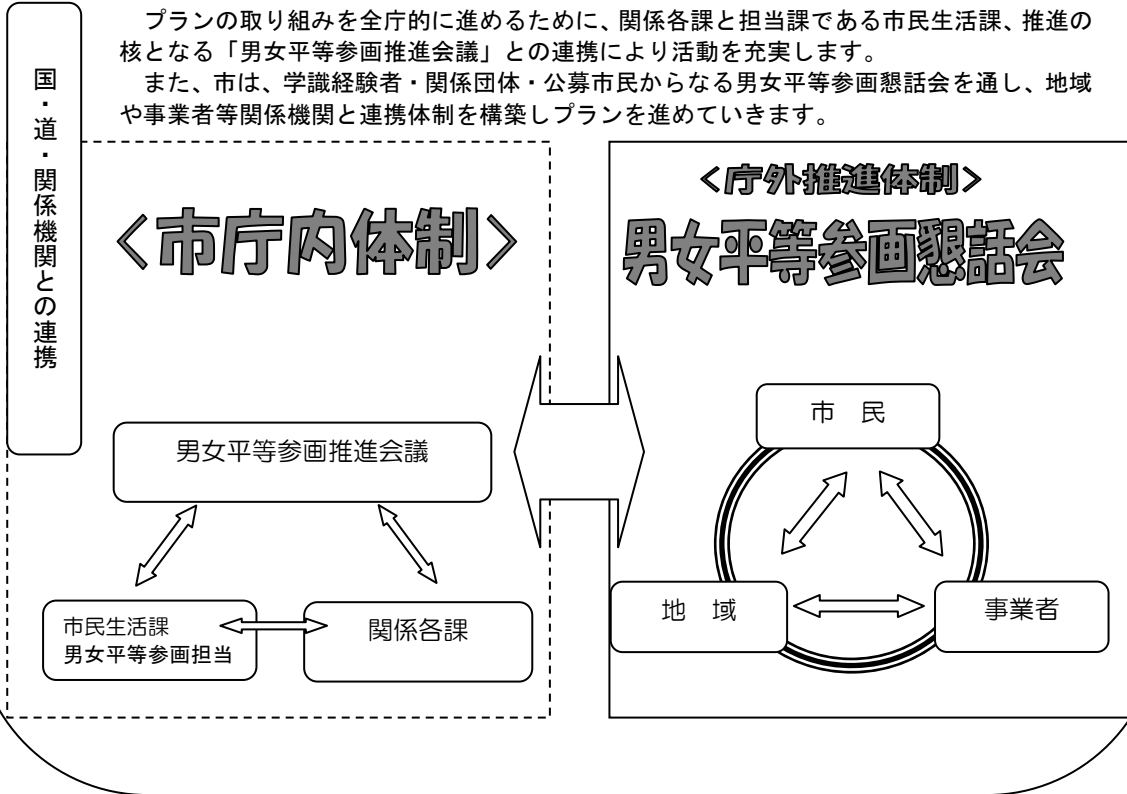


プランの推進

推進体制の整備

男女平等参画社会の実現を目指して

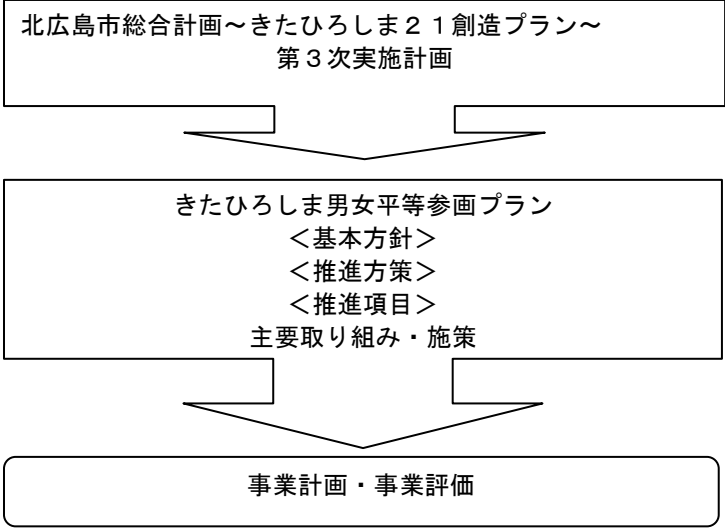
プランの取り組みを全庁的に進めるために、関係各課と担当課である市民生活課、推進の核となる「男女平等参画推進会議」との連携により活動を充実します。
 また、市は、学識経験者・関係団体・公募市民からなる男女平等参画懇話会を通し、地域や事業者等関係機関と連携体制を構築しプランを進めていきます。

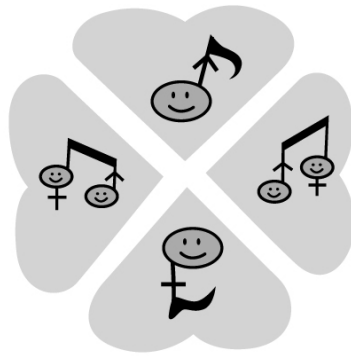


計画の着実な推進

北広島市の男女平等参画に関する取り組み・事業を具体的に明らかにするため、事業計画と事業評価をまとめ庁内男女平等参画推進会議において全庁的に計画を進めます。また、この計画の進捗状況を点検、評価し、公表しながら着実に進めます。

さらに、男女平等参画懇話会において、男女平等参画の推進やあり方について意見を聴き、推進施策にも反映させていきます。





発行：平成20年3月

〒061-1192

担当課：北広島市中央2丁目4番地8

北広島市市民部市民生活課（男女平等参画担当）

Tel：011-372-3311 内線716

Fax：011-372-6188

Email：shimins@city.kitahiroshima.lg.jp